3 鉄道事業者に対する保安監査の適切な実施 勧告 説明図表番号 鉄道事業法第56条第1項に基づき、国土交通大臣は、その職員に、鉄道事業者の事務 図表 1-17 (再 所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、 帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるとされてお り、その権限は、同法施行規則第71条第2項において、地方運輸局長も行うことができ るとされている。 また、同法第66条に基づく鉄道事業等監査規則において、①輸送の安全を確保するた めの取組が適切であるかどうか、②施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適 切であるかどうか、③運輸が適正に行われているかどうか、④会計の整理及び財産の管 理が適確に行われているかどうかについて、保安監査、業務監査及び会計監査を実施す ることとされている。 さらに、平成26年5月に策定された国土交通省行動計画において、鉄道事業者等が個 図表 3-(1) 別施設計画(実施基準等)に基づき実施する施設の維持管理・更新等が的確であるかを 確認するため、保安監査等により指導を継続することとされている。 国土交通省では、保安監査の実施に当たり、鉄道事業保安監査実施要領(案)(以下「実 施要領」という。)及び鉄道事業保安監査実施細則(案)(以下「実施細則」という。)に 基づき、保安監査の実施手順等を、「保安監査の手引き」(平成19年5月30日付け鉄道 局安全監理官付首席鉄道安全監査官事務連絡)に基づき、実施基準の内容や検査記録等 の確認を行う書類調査、実際に現地において施設の変状等を確認する現地調査など具体 的な保安監査の方法を定めている。 また、地方運輸局は、保安監査の結果、被監査事業者に改善事項を通知した場合には、 実施要領に基づき、当該事業者から実施した措置について回答を求めることとされ、実 施細則に基づき、回答が改善計画を記載したもので、更に改善状況を把握する必要があ る場合等は、必要なフォローアップを行うこととされている。 さらに、保安監査を終了したときは、鉄道事業等監査規則第9条第4項に基づき、主| 図表 1-17 (再 任監査員は、意見を付して当該監査結果を国土交通大臣又は地方運輸局長に報告するこ 掲) ととされており、報告に当たっては、実施要領に基づき、監査内容や監査結果等を記載 した保安監査報告書(以下「報告書」という。)を作成することとされている。 (注1) 国土交通省では、上記の実施要領、実施細則、保安監査の手引き、鉄道事業保安監査の実施方 針及び重点項目の策定について(平成11年2月23日付け鉄保第14号、鉄施第39号国交省鉄道 局保安車両課長及び施設課長通知)の見直しを行い、平成27年4月以降は、鉄道事業等保安監査 実施要領(以下「新実施要領」という。)等に基づき、保安監査を行っている。 今回、8 地方運輸局における平成 21 年度から 25 年度までの間の鉄道事業者に対する 保安監査の実施状況等を調査した結果は、次のとおりである。 (1) 保安監査の実施状況 図表 3-2 当省の調査において把握した定期検査やその結果に基づく措置が実施されていな 図表 2-(2)-9、 い鉄道事業者の事例 49 件について、地方運輸局による保安監査及び保安監査結果に (11)、(13)、(20) (再 基づく改善指導の状況を調査したところ、①一部の構造物等の定期検査を実施してい

ないもの(20件)、②維持管理標準に基づく判定区分による判定を実施していないも

掲)

の(1件)、③早急に措置を要すると判定したにもかかわらず、補修等を実施してい ないもの(8件)、④定期検査の記録の一部を作成又は保存していないもの(5件)の 合計34件について、それぞれ地方運輸局が、保安監査による把握又は改善指導を行 っていない状況がみられた。

地方運輸局では、その理由として、監査対象を抽出して選定していることなどから、 発見に至らなかったとしている。

しかし、上記の事例の中には、現地調査を実施するまでもなく、実施基準の内容や 検査記録等の確認を行う書類調査により、把握できると考えられるものがある。

このように、保安監査において、鉄道事業者における鉄道施設の維持管理状況の把 握が十分に行われていない状況がみられる。また、国土交通省行動計画において、鉄 道施設におけるメンテナンスサイクルの構築は、長寿命化対策の観点からも重要であ るとされ、保安監査等で指導することとされたことからも、鉄道事業者において、鉄 道施設の維持管理等が的確に実施されるよう、鉄道施設の検査、判定、措置、記録に 係る事項について、書類調査を徹底するなど、より効果的な保安監査を行い、その結 果に基づき、必要な指導を行うことが重要である。

(2) 保安監査結果に基づく改善事項のフォローアップ

調査した 8 地方運輸局では、平成 21 年度から 25 年度までに実施した保安監査に基 づき、560件の要改善事項について指導している。

しかし、これらの中には、以下のとおり、鉄道事業者が今後の改善方針・予定を地 | 図表 3-3 方運輸局に報告しているが、要改善事項に対する措置が完了しておらず、地方運輸局 によるフォローアップが十分に行われていないものがみられた。

- ① 平成23年度の保安監査において、軌道の整備基準値超過箇所を整正するよう指 導されているが、当省の調査時(26年8月現在)において、要改善事項に対する 措置が完了していない。
- ② 平成21年度の保安監査において、検査対象とする部位及び方法を適切に定める よう指導されているが、当省の調査時(26年8月現在)において、要改善事項に 対する措置が完了していない。

上記①の事例のように、軌道の整備基準値を超過した箇所を整正しない場合、危険 性が高いとみられることから、要改善事項に対するフォローアップの確実な実施が重 要となっている。

(3) 保安監査報告書の保存状況

実施要領に基づき、報告書には主に監査の内容と監査結果について記載することと され、報告書は、地方運輸局ごとにその保存期間を定めている。

各地方運輸局においては、保安監査の計画を策定する際など、前回の監査対象施設 や要改善事項などの監査結果等を踏まえる場合があるため、保安監査の記録の継続性 が図られるよう報告書を適切に保存する必要がある。

調査した8地方運輸局では、標準文書保存期間標準において、報告書の保存期間を┃図表30④

3年から10年までの間でそれぞれ独自に設定しているが、報告書の保存期間を3年 間としている一方、管内の鉄道事業者に対する保安監査の頻度が、3年以上となって いるものが1地方運輸局みられた。

このため、例えば、当該地方運輸局が、平成21年度に保安監査を実施した2事業 図表3-5 者については、27年度に再度、保安監査を実施する予定としているが、前回の報告書 を活用できない状況となっている(注2)。

なお、当該地方運輸局では、当省の調査後、平成27年7月1日に新実施要領等に 基づき、報告書の保存期間を「次回計画監査終了に係る特定日以降の年度末まで」と する見直しを行っている。

(注2) 線区ごとに監査が行われている鉄道事業者については、平成21年度に監査した線区の監査頻 度を確認した。

【所見】

したがって、国土交通省は、保安監査の実効性を確保する観点から、次の措置を講ず る必要がある。

- ① 鉄道施設の維持管理等が的確に実施されるよう、鉄道事業者における維持管理等の 取組状況について、より効果的な監査を行うこと。
- ② 監査結果に基づき改善指導を行った事項について、鉄道事業者における要改善事項 に対する措置が完了するまでフォローアップを徹底すること。

図表 3-① 国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成 26 年 5 月 21 日国土交通省)(抜粋)

(3) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

①~⑦ (略)

⑧ 鉄道

・ 個別施設計画は、鉄道事業者等が「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき規定した実施 基準等」及び「それらに基づく記録等」によって構成されることを基本とし、これらに基づき、鉄道事 業者等における施設の維持管理・更新等が的確であるかを確認するため、保安監査等により指導を継続 する。

| 施設 | 所管者としての取組 | 管理者としての取組 |
|-----------|-------------------------|-----------|
| 鉄道 | ・個別施設計画を構成する「鉄道に関する技術上の | |
| ・線路(橋梁、トン | 基準を定める省令等に基づき規定した実施基準等」 | |
| ネル等構造物) | 及び「それらに基づく記録等」に基づき、鉄道事業 | |
| 軌道 | 者等における施設の維持管理・更新等が的確である | |
| ・線路建造物 | かを確認するため、保安監査等により指導を継続す | |
| | る。 | |

図表 3-② 当省が把握した鉄道施設の維持管理及び更新が的確に実施されていない例について保安監査による把握又は改善指導が行われていない例

(単位:件数)

| | 内容 | | 当省が把握した例 | |
|----|-------------------------------------|----|----------|--|
| 区分 | | | 把握又は改善 | |
| | | | 指導が行われ | |
| | | | ていない例 | |
| | 鉄道施設の一部の構造物において、定期検査を実施していない例 | 22 | 20 | |
| | 土工の定期検査を実施していない例 | 6 | 6 | |
| | 土留擁壁の定期検査を実施していない例 | 4 | 4 | |
| | 軌道の定期検査のうち、実施していない検査項目がある例 | 3 | 2 | |
| 検査 | 橋りょうのうち一部について定期検査を実施していない例 | 5 | 4 | |
| | 土工のうち一部について定期検査を実施していない例 | 2 | 2 | |
| | 土留擁壁のうち一部について定期検査を実施していない例 | 1 | 1 | |
| | 軌道の定期検査のうち一部の検査項目を実施しなかった年度がある 例 | 1 | 1 | |
| 判定 | | | 1 | |
| | 早急に措置を要すると判定したにもかかわらず、補修等を実施していない例 | | 8 | |
| 措置 | 構造物の補修等を実施していない例 | 3 | 3 | |
| | 軌道の補修等を実施していない例 | 7 | 5 | |
| 記録 | 記録 定期検査の記録の一部を作成又は保存していない例 | | 5 | |
| | 合計 | 49 | 34 | |

⁽注) 1 当省の調査結果による。

^{2 「}件数」は、項目 2(2)の図表 2-(2)-⑨、⑪、⑬、⑩の合計 49 件のうち、保安監査による把握又は改善指導が行われていないものである。

図表 3-③ 保安監査結果に基づく改善事項について、鉄道事業者が今後の改善方針等を地方運輸局に報告しているが、要改善事項に対する措置が完了しておらず、地方運輸局によるフォローアップが十分に行われていない例

| Ula 土스 | 1~1丁インイレ C レ 「イメーᲡ 「ヤクリ |
|------------|--|
| 地方運 輸局名 | 内容 |
| 東北 | 平成 23 年度に鉄道事業者に対して実施した保安監査において、軌道変位検査の結果に基づく整正作業が一部箇所しか実施されていないことを確認したことから、軌道変位検査の結果に基づく不良箇所について整正作業を実施するとともに、軌道の保守管理を適切に実施するよう指摘している。 これに対し、当該鉄道事業者では、「整備基準超過箇所については、(中略) 今後適切な施行管理を実施していくこととする」と回答している。 しかしながら、当該鉄道事業者では、当省の調査時において、予算・人員の関係で整正することができなかった箇所があるとしており、要改善事項に対する措置が完了していないが、本件について、当該地方運輸局によるフォローアップは十分に行われていない。 |
| 東北 | 平成 21 年度に鉄道事業者に対して実施した保安監査において、施設の定期検査について実施基準で定めることとしている検査対象とする部位及び方法が定められていないこと、軌道変位検査が実施基準で定める検査項目の一部しか実施されていないことを確認したことから、定期検査について、検査対象とする部位及び方法を適切に定めるとともに、実施基準で定めた方法等で確実に検査し、その検査結果に基づき適切に保守管理を行い、実施結果について確実に記録するよう指摘している。 これに対し、当該鉄道事業者では、「鉄道施設実施基準第10条第2項を改正し、平成24年度に届出し、軌道変位検査については、平成22年度より全線を検査し適切な保守管理を行っている」と回答している。 しかしながら、当該鉄道事業者では、当省の調査時において、実施基準が改正されていないなど、要改善事項に対する措置が完了していないが、本件について、当該地方運輸局によるフォローアップは行われていない。 |
| 中部 | 平成 22 年度に鉄道事業者に対して実施した保安監査において、土木施設の定期検査及び記録について、実施基準等で定める事項の具体的な取扱いが一部不明確であったことを確認したことから、必要な措置を講じ、これらの取扱いを明確にするよう指摘している。これに対し、当該鉄道事業者では、「落石防護工検査の具体的な検査項目を線路整備内規に明記する」と回答している。しかしながら、当該鉄道事業者では、当省の調査時において、落石防護工検査の具体的な検査項目の線路整備内規への明記は行われておらず、要改善事項に対する措置が完了していないが、本件について、当該地方運輸局によるフォローアップは行われていない。 |

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-④ 地方運輸局における報告書の保存期間

| 保存期間 | 3年 | 5年 | 10年 |
|--------|----|----|-----|
| 地方運輸局数 | 1 | 6 | 1 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 保存期間を3年としていた地方運輸局では、当省の調査後、平成27年7月1日に新実施要領等に基づき報告書の保存期間を「次回計画監査終了に係る特定日以降の年度末まで」とする見直しを行っている。

図表 3-5 地方運輸局において次回の保安監査で前回の報告書を活用できない例

| 地方運輸局名 | 内容 | |
|--------|--|--|
| | 報告書の保存期間を 3 年間としているが、管内の鉄道事業者に対する保安監査の頻度 は、3年以上となっている。 | |
| 四国 | このため、例えば、当該地方運輸局が、平成21年度に保安監査を実施した2事業者は27年度に保安監査を実施する予定としているが、前回の報告書を活用できない状況となっている。 | |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 線区ごとに監査が行われている鉄道事業者については、21年度に監査した線区の監査頻度を確認した。